

福祉サービス第三者評価事業の倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社福祉工房（以下「当評価機関」という。）が実施する福祉サービス第三者評価事業に関する倫理について必要な事項を定めることにより、常に公正・中立な立場で評価事業を実施することを目的とする。

(使命及び責任)

第2条 当評価機関は、福祉サービス利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）に対しては、最適な福祉サービス事業所者（以下「事業者」という。）を選択できるようなサービス情報を提供し、また、事業者に対しては、質の高いサービスを提供することができるように、客観的な立場による評価事業を提供することにより、福祉サービス全体の質の向上を図ることを使命とする。

2 当評価機関は、前項の使命の達成にふさわしい福祉サービス第三者評価機関となるべく、常に必要な技術、知識の習得など日々研鑽するものとする。

(公正)

第3条 当評価機関は、評価事業の実施にあたり、対象事業者または利用者等に対し、偏見に基づく一切の差別を行わず、常に公正な態度をもって評価事業を実施し、その信頼を保持しようとするものとする。

(人権の尊重)

第4条 当評価機関は、評価事業を実施するにあたり、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重する。

また、当評価機関が評価事業を実施するにあたり、補助者による支援を受ける場合には、当該補助者に対しても、利用者等に調査協力を強いることのないよう、利用者等の意志に十分配慮し、人権を尊重するように適切な指導を行う。

(窓口の設置)

第5条 当評価機関は、当該評価事業に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、対象事業者、利用者等に周知する。

(評価契約の締結)

第6条 当評価機関は、当評価機関と対象事業者との間に評価事業の公正・中立を害するような利害関係を生じ、評価事業の実施に支障を来すおそれがあるときは、対象事業者と評価契約を締結しない。

(評価事業者との関係)

第 7 条 当評価機関は、評価契約を締結している対象事業者との間において、評価の中立・公正を害するような一切の利害関係を生じないものとする。

(配慮義務)

第 8 条 当評価機関は、評価事業の実施にあたり第三者評価機関として認められる範囲を超えて、対象事業者に業務上の不必要な負担をかけたたり、不利益をもたらすようなことはしない。

(紛争の防止)

第 9 条 当評価機関は、対象事業者との信頼関係を保持し、紛争がないように努め、紛争が生じたときは山形県に速やかに報告するとともに、早期解決にあたるものとする。

(推進機構との関係)

第 10 条 当評価機関は、評価事業実施にあたっては、評価の公正・中立を害しない限り、山形県の指示を遵守するものとし、山形県が評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。